

平成24年第6回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成24年12月27日（木曜日）

○議事日程

平成24年12月27日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第100号 平成24年度防府市一般会計補正予算（第7号）
（予算委員会委員長報告）
- 4 議案第101号 平成24年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
（総務委員会委員長報告）
- 議案第 85号 防府市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第 88号 防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 89号 防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 99号 防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について
- 議案第106号 平成24年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
（以上教育厚生委員会委員長報告）
- 議案第 86号 防府市景観条例の制定について
- 議案第 87号 防府市有住宅設置及び管理条例の制定について
- 議案第 90号 防府市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 91号 防府市道路標識に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 92号 防府市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 93号 防府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 94号 防府市河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条

例の制定について

- 議案第 95号 防府市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 議案第 96号 防府市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について
- 議案第 97号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 98号 防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について
- 議案第102号 平成24年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 平成24年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第104号 平成24年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第105号 平成24年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第107号 平成24年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第108号 平成24年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第109号 平成24年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
（以上環境経済委員会委員長報告）
- 5 議案第110号 防府市議会基本条例等中改正について
- 議案第111号 防府市議会会議規則中改正について
- 6 決議第 10号 山頭火ふるさと館整備事業に関する決議（追加）
- 7 常任委員会の閉会中の継続調査について

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	高 砂 朋 子 君	2番	久 保 潤 爾 君
3番	山 田 耕 治 君	4番	吉 村 弘 之 君
5番	橋 本 龍 太 郎 君	6番	木 村 一 彦 君

7番	山本久江君	8番	安村政治君
9番	上田和夫君	10番	田中敏靖君
11番	和田敏明君	12番	藤村こずえ君
13番	清水浩司君	14番	重川恭年君
15番	安藤二郎君	16番	山根祐二君
17番	山下和明君	18番	河杉憲二君
19番	三原昭治君	20番	今津誠一君
21番	平田豊民君	22番	中林堅造君
23番	田中健次君	24番	松村学君
25番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
教育長	杉山一茂君	代表監査委員	中村恭亮君
上下水道事業管理者	浅田道生君	総務部長	阿川雅夫君
総務課長	末吉正幸君	財務部長	持溝秀昭君
生活環境部長	柳博之君	健康福祉部長	清水敏男君
健康福祉部理事	江山浩子君	産業振興部長	吉川祐司君
土木都市建設部長	金子俊文君	入札検査室長	福田一夫君
会計管理者	亀重正勝君	教育部長	藤井雅夫君
農業委員会事務局長	堀浩二君	選挙管理委員会事務局長	高橋光之君
監査委員事務局長	永田美津生君	消防長	永田眞君
上下水道局次長	大田隆康君		

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永亨仁君 議会事務局次長 末岡靖君

午前10時 開議

○議長（行重延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。13番、清水議員、15番、安藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議案第100号平成24年度防府市一般会計補正予算（第7号）

（予算委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第100号を議題といたします。

本案につきましては、予算委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。安藤予算委員長。

〔予算委員長 安藤 二郎君 登壇〕

○15番（安藤 二郎君） おはようございます。さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました議案第100号平成24年度防府市一般会計補正予算（第7号）に係る委員会審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月18日の全体会において、執行部の補足説明を受け、質疑を行った後、12月19日の各分科会において慎重に審査をいたしました。さらに12月21日に全体会を開き、全体会で審査すべき事項についての報告を受けた後、集中審査、議員間討議、討論、採決を行いました。

それでは、まず、集中審査における主な質疑・要望等につきまして御報告申し上げます。

不当要求行為等防止対策委員会専門委員報酬については、「9月議会で専門委員の方はボランティアでもいいのではないかと。年に1回、不当要求等の研修の講師として予算化してはどうかと申し上げたが、検討されたのか」との質疑に対し、「専門委員には、平成23年11月25日から平成25年11月24日まで2年間の辞令を出しており、非常勤の特別職に当たりますので、自治法の規定上、報酬を支払わなければなりません。また、研修については、平成23年度の専門委員を置いたときから、委員会の中でお話を伺うことで事実上行っております」との答弁がありました。これに対し、「研修のための専門委員なのか」との質疑があり、「研修も一環でございますが、本来の目的は不当要求行為等に対応するため、組織力や職員一人ひとりの対応能力を高めるということであると考えております」との答弁がございました。

次に、「山頭火ふるさと館整備予定地の形状、面積」については、「基本計画をつくるときに、市民が意見を言える場があったのか」との質疑に対し、「基本計画については、

議会に設置された検討協議会あるいは市で設置したアドバイザー会議で、その内容についてそれぞれ1回、協議させていただいております」との答弁がありました。「関係団体である山頭火ふるさと会と基本計画について協議は行ったのか」との質疑に対し、「アドバイザー会議には山頭火ふるさと会の方が入っておられるので、山頭火ふるさと会とも協議を進めていると考えております」という答えがございました。

これに対し、「1回資料を示しただけではないのか」との質疑があり、「9月議会で用地の取得議案が否決され、用地が確定しないまま引き続き協議するのは問題があると考え、現在は保留している状態です」との答弁がありました。

「駐車場への車の出し入れの際、通学路になっている道路上で方向転換するようになるが、事故が起きるのではという交通安全対策上の懸念は考えられなかったのか」、また、「山頭火ふるさと館の建設位置について、「うめてらす」から200メートル以内という根拠は何か」。また、「むしろ表参道に建設すれば、「山頭火ふるさと館」と「うめてらす」がつながり、表参道の駐車場の経営も改善できるのではないか」。また、「商店街の店舗を市が修復し、改装して使えば空き店舗も減るが、そういうことは考えられなかったのか」との質疑に対し、「そういうことも検討課題として考慮しながらやっていく必要がありますが、現段階では集約をしていかなければならない時期に入っています」との答弁がありました。

これに対して、「「山頭火ふるさと館」を早く建設したいという思いは一緒だが、場所がずさんではないか。「うめてらす」から200メートルの根拠も示されていない」との質疑があり、「うめてらす、天満宮から近い位置にあることが大切で、将来その隣には宮市本陣兄部家もできてきます。道路修景も地下埋設をして、往時をしのぶようなたたずまいになってきており、そういう状況の中で進めてきております」との答弁がありました。

「整備予定場所、基本計画について、総務分科会で「山頭火ふるさと館」基本計画書（案）が示された。これらも含めて、今年度、3月末までに執行部と議会側が胸襟を開いて協議をしていくことがベターではないか」という要望がありました。

審査を尽くしたところで、2つの修正案が提出されました。

三原委員からは、不当要求行為等防止対策委員会専門委員報酬について、「今議会においても、不当要求行為等防止対策委員会において取り扱われた案件について、執行部が明確な回答をせず、不当要求行為等防止対策委員会に専門委員（弁護士）が必要であるか審査できない」との理由で12万2,000円を総務管理費から減額し、同額を予備費で調整する修正案が提出されました。

また、田中健次委員からは、「山頭火ふるさと館」予定地の形状、面積について、「建

物が土地の形状、面積に制限され、十分な展示スペースを確保できない。また、本市の他の文化人をあわせて顕彰するにも不十分であり、駐車場も確保できない。場所等について再検討するため」との理由で、総務管理費を4,480万9,000円減額し、同額を予備費で調整する修正案が提出されました。

それぞれの提出者から説明を受けた後、2つの修正案と修正部分を除く原案について一括して討論を求めましたところ、不当要求行為等防止対策委員会専門委員報酬の修正案については、「市民からのさまざまな要求、苦情に対応していくため、それが不当要求に当たるのか、その根拠等を専門委員から指示を受け、情報を共有しながら組織的に対応していく体制は必要だと考える」との反対意見がありました。

「当初の説明では、不当要求があり、それに対応するため専門委員が必要とのことだったが、このたびも取り扱われた不当要求について説明がなかった。2年間という委嘱状が出ているとのことだが、議会が認めたのは5カ月間の報酬だけであり、取り消していただくかボランティアでやっていただければいいのではないか」との賛成意見がありました。

「山頭火ふるさと館」整備予定地の形状、面積についての修正案については、「施設の今後の建築計画については議員の意見を取り入れていただき、土地については先送りすべきではない」、「平成22年に「山頭火ふるさと館」基本構想報告書がまとまり、議会においても「山頭火ふるさと館」検討協議会で5回にわたり協議し、総務委員会の所管事務調査にもなっていた。山頭火ふるさと会から館の建設を早くしていただきたい、資料収集もおくれをとらないようにしてほしいとの陳情があり、商工会議所からは表参道エリア内に観光に特化したまちづくりをしてほしいとの要望を受けている。できるだけ早く建設したほうがよい」との反対意見がありました。

「十分な展示スペースを確保できず、ほかの文化人とあわせて顕彰を行うにも不十分である。また、駐車場も十分な確保が難しい。基本構想に掲げられた理念に基づく文化施設として、将来を見据えて再検討していただきたい」、「商店街対策、観光施策、生涯学習、いろんな観点に立って位置を決めるべきであり、早期に「山頭火ふるさと館」を建設するために代案を出していただきたい」との賛成意見がありました。

採決の結果、三原委員提出の修正案については、賛成少数で不承認となり、田中健次委員提出の修正案については、賛成多数で承認されました。この部分を除く原案については、全員異議なく原案のとおり承認されました。

最後になりますが、個別審査事項以外で、教育厚生分科会・環境経済分科会各主査から報告を受けております主な質疑等については、その内容等御報告申し上げます。

まず、教育厚生分科会では、「小学校・中学校の普通教室に各4台ずつ壁かけ式の扇風

機を設置するとのことであるが、非構造部材の耐震化が問題視される中で、安全性は大丈夫なのか」との質疑に対し、「経費の中には業者による設置費も含めておりますので、壁面に確実な取り付けを行い、学習しやすい環境を整備してまいります」との答弁がございました。

環境経済分科会では、「市内小・中学校の通学路の交通危険箇所については、小学校からは97件、中学校からは14件が挙げられているが、1件も出されていない学校もあることから、危険箇所はほかにも多数あると思われる。道路管理者の目線で点検し、上乘せしていただきたいと思うが、どうか」との質疑に対し、「市道の整備については、月2回道路パトロールを実施し対応しておりますが、職員の判断のみではなかなか難しい場合もございますので、できれば地域の方からの御要望をいただいた上で、現地調査をし、対応していきたいと考えております」との答弁がありました。

これに対し、「今後は、やはり道路管理者が中心となって運転者の目線で点検していただけるような予算配分をお願いしたい」との要望がございました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 本案につきましては、三原議員ほか2名の議員から修正の動議が提出されております。この際、提出者の説明を求めます。19番、三原議員。

〔19番 三原 昭治君 登壇〕

○19番（三原 昭治君） 議案第100号平成24年度防府市一般会計補正予算（第7号）に対する修正案を、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び防府市議会会則規則第17条の規定により提出いたします。

提出理由でございますけど、不当要求行為等防止対策委員会に弁護士を専門委員としようとしているが、防府市は顧問弁護士制度を置いており、顧問弁護士の対応で十分と考えられるため、この修正案を提出するものです。よろしくお願いたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、修正案及び原案について一括して討論を求めます。16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） ただいまの修正案不当要求行為等防止対策委員会に弁護士を（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） すみません、16番、山根議員、起立して申し上げます。どう

ぞ続けてください。

○16番（山根 祐二君） はい。ただいまの修正案不当要求行為等防止対策委員会に弁護士を専門委員とするということにつきまして修正案反対、そして原案賛成の討論をいたします。

不当要求行為における対策として、弁護士を専門委員として派遣するという事は円滑な市の業務を遂行するに当たり必要なことと考えます。よって、修正案に反対し、原案に賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 先ほど説明がございました議案第100号平成24年度防府市一般会計補正予算（第7号）において、不当要求行為等防止対策委員会の専門委員の報酬を削減する修正案につきましては、反対の立場を表明したいと思います。

この問題では本年3月議会、6月議会また9月議会におきましても専門委員の報酬につきましては、私ども削減すべきではないということを述べさせていただきました。それは市民からの増加するさまざまな要求や苦情等に対応するために、市民の方々の理解が得られるように管理職が率先して対応することはもちろんでございますけれども、担当課が苦慮する困難な問題、一つひとつの案件にどのように対応すればよいのか、また不当要求に当たるのかどうかというこの判断、その根拠等を専門委員から指示を受けて、その情報を共有しながら、職員が共有しながら組織的に対応していくというこの体制は、私は現状必要だというふうに考えております。よって、ただいま提出されました修正案につきましては、反対をいたします。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 議案第100号平成24年度防府市一般会計補正予算（第7号）中、先ほど委員長報告ありました「山頭火ふるさと館」の委員長報告のとおり賛成、そして先ほど三原議員提出されました不当要求行為等防止対策委員会専門委員報酬の修正案について、賛成の立場で討論いたします。

不当要求につきましては全く説明がなされないまま、ずっと同じ議案を出し続けられているわけです。もちろんこれを賛成するわけにはいかないわけです。だから賛成してほしいのであれば、そのようなきちっと賛成できるような環境をつくっていただいて、きちっと説明していただく。それでも議論を尽くして、やはり必要ないという可能性もありますけれども、ひょっとしたら、ああこれは要るんだなど。これは市民のために必要だということもあるわけですから、その辺のまず態度を改めていただけていただきたい。もうこれ以

上出していただきたくないんですけども、どうしてもというのであれば、そのように審議できる状況をまずつくっていただきたいと申し添えておきます。

そしてもう一点は、最近私もいろいろな方々に聞くんですけども、市の職員というのは公権力を持っているわけですね。その方々が弁護士という力をさらに加えられると、市民というのは弱い立場なんです。ひょっとしたら市役所の人たちが不当な行為をしてる可能性もあるわけです。だから不当要求というよりも不当対応をして、市民が泣き寝入りをする、そういった危険性もある。そういうことからすると、やはり市の組織でこういった不当要求については対応すると。そしてそういった組織づくり、不当要求に対する組織づくり、マニュアル等々は今の顧問弁護士の方々と今までの経験を踏まえて職員の方々がつくれば十分に足ると。なぜ今さら、この専門委員が必要なのかというのは、やはりわからないということでございます。

そして、先ほどの委員長の報告のありました「山頭火ふるさと館」の土地購入費につきましては、一つだけこれを言わしていただきますと、市長以下執行部の方々がこの土地に固守すりゃ固守するほど建設はおくれるんです。我々は「山頭火ふるさと館」建設は反対じゃない。だから早急に土地を見直していただきたい。これを強く要望しておきます。いろいろ議論いたしますと、土地の形状、面積以外にも通学路になってる等々車の出し入れが困難ではないかという交通安全対策にも問題が、さらに、問い詰めれば問い詰めるほどいろんな問題が出てきます。

こういった問題をクリアするためにも、私も提案いたしましたけども、表参道の土地もありますし、空き店舗もたくさんあるわけです。空き店舗と言いましても、もう店として消防法の関係で店舗として使えないような店舗もあるわけで、こういった店舗があるから逆にシャッターが閉まって寂れてるというふうなことも感じられる。こういったものをクリアするためにも、ぜひ店舗改装をして、また「山頭火ふるさと館」という考え方もあると。そうすることによって、市長が言われる観光振興だけでなく商店街活性化という観点にも結び着く。これはもともと防府市が描いていた、まちを歩いて天満宮に行くという本来の計画に戻るといことなんです。そういうことから考えても、まだまだこの土地については考える余地があるし、時間がないから時間がないからと言いますけども、5億円という予算を建設費用が予定されてますし、ランニングコストも毎年2,000万円赤字というようなことも今言われております。

きちっとしたものをやはりつくっていただいて、2重、3重に効果があるようにしなくては、これだけの巨額の費用、そして赤字確保で建設していくということなんですから、市民に説得していくためには、これだけの費用がかかるけども商店街やら生涯学習やら観

光やいろんな効果が実はあるんですよと、こういうことを市民に私は説明できるような形で建設に挑んでいただきたい。そういうことからしますと、やはり土地は考え直さなくてはならないということを申し添えまして、もう一回言いますけども、市長さんがこの土地に固守すれば固守するほど建設はおくれると。こういうことを申し添えて討論といたします。

○議長（行重 延昭君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 先ほどの討論で「山頭火ふるさと館」についての討論、言い忘れましたので、つけ加えてよろしいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） どうぞ。

○16番（山根 祐二君） 「山頭火ふるさと館」整備事業につきましては、土地の形状について意見もありますが、天満宮近くであり山頭火の小径に隣接しているなど、その位置と周辺環境についてはほぼ合意していると考えます。土地所有者の売却の意思も確認できているところであり、今後施設の建築については議会の意見をしっかりと取り入れていただくことを要望して修正案に反対、原案に賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。12番、藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） 議案第100号平成24年度防府市一般会計補正予算（第7号）について、不当要求対応専門委員の報酬の修正案に反対の立場で、そして「山頭火ふるさと館」については修正案に賛成の立場で討論いたします。（後刻訂正あり）

12月24日、今週の日曜日、NHKの全国放送で「濁れる水の流れつつ澄む」、山頭火の放映がありました。生きづらい時代と言われる時代、ある放浪の俳人の言葉に多くの人が引き寄せられている。生涯に1万を超える俳句を詠んだ俳人、種田山頭火です。死の1カ月前の句が「濁れる水の流れつつ澄む」、酒に溺れ自殺を試みたこともある濁った人生が放浪の末に澄んだと思える境地に達した。今なぜ放浪の俳人の魂の言葉が現代人の心をつかむのかをテーマにしたドキュメンタリー風の内容でした。

私がここで注目したいのは今なぜという言葉です。現代社会に生きづらさを感じている人たちが、種田山頭火の俳句に心を引かれています。鬱病になり自殺まで考えたサラリーマン、病で体が不自由になっても生きがいの書道を続ける人、彼らは山頭火の句に救われたという内容でした。皆様、どうでしょうか。こんなに多くの人たちに愛されている今だからこそ「山頭火ふるさと館」を建てることに大きな価値があると思います。

次に、施設のレイアウトについてですが、敷地が縦長だからこそ四角四面の建物とは違って、そのトリッキーさが来館者の興味を引き、よさを発揮できる構造になると考えます。駐車スペースについては、身障者スペースを含め5台ですが、防府天満宮や「うめてら

す」との回遊性を持たせることで、より観光面での活性化にも大きく貢献できると思います。

先日、長門市の金子みすゞ記念館を訪れました。副館長にお話を伺ったのですが、建設後10年が経過していますが、リニューアルも特にしていないというか今以上の資料が発掘されない限りできないということでした。しかし、基本計画にもあるとおり毎年多くの来館者があります。それはなぜなのか。毎年地域の若者がモザイクアートをしたり、常に全国へ情報発信をしているからです。「山頭火ふるさと館」を日本一の施設にするのは、建物の大きさや豪華さではなく市全体でいかに取り組んでいくか、またそうすることによって日本一の「山頭火ふるさと館」になるのではないのでしょうか。

来年生誕130周年の今だからこそ、山頭火のふるさと防府市を全国にアピールする絶好のタイミングです。「山頭火ふるさと館」を待ち望んでいる多くの市民の皆様と全国に広がる山頭火ファンの皆様のためにも、一日も早い建設とそれを拠点にさらに山頭火の魂の言葉をここ防府市から発信していきましょう。

よって、「山頭火ふるさと館」の修正案に賛成と言いましたが、原案に賛成と訂正させていただきます。御清聴有難うございました。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 不当要求に関する修正案に賛成、それから山頭火の関連の予算については委員長報告のとおり修正報告に賛成をするという立場で討論をいたします。

不当要求につきましては既に3月議会、6月議会、9月議会と3回にわたって私はこの予算について疑義があるという形で討論してまいりましたので、改めて何ら申し上げることはありません。執行部の説明も、それから一步出たものはなにもないからであります。こういう形で何か執行部と議会が対立しているということを演出するような議案の提案の仕方は、問題があるということだけ指摘をさせていただきたいと思います。

山頭火については展示スペースの問題ではないという議論もあるかもしれませんが、やはり展示スペースがどのくらいあるのかによって、その館へのリピーターというものが反映されるのではないかと思います。当初は常設展示が90平方メートル、特別企画展示室が50平方メートルでありましたが、9月議会のほとんど、最終本会議に近いころになって若干修正されて、この12月議会に出された、まだ完成ではないということですが、常設展示が112平方メートル、特別企画展示室が57平方メートル、合わせて170平方メートル弱の展示室であります。特に私はこの特別企画展示室というものが57平米ということが問題だろうと思います。そして全体のスペースも170平方メートルということも余りにも小さいのではないかと考えております。

こう申し上げるのは、現在あるアスピラートの「山頭火の部屋」が60平方メートル程度でないかと私は思っております。そうすると、あのぐらいの部屋しか特別展示室、企画展示室がない、学芸員を採用してそれで年に何回か企画展示という形を行うんでしょうが、それが現在のアスピラートの「山頭火の部屋」、奥の長方形の部分だけであります。そのぐらいの部屋しかないということは余りにも狭いと思います。文化財郷土資料館の面積が狭いというふうにいろいろ言われて、来年度以降それを拡大するという計画が立てられておりますが、文化財郷土資料館も180平米であります。それよりもさらに狭いのが全体の今山頭火部屋の展示室ということになります。ちなみにアスピラート2階の展示ホールは450平米でありますけれども、こういうことから考えても現在考えられている展示スペースというのが余りにも狭い。それは狭い、そして細長い土地の形状という使い勝手が悪い土地でありますので、こういうことになるわけであります。

なぜこういう形になるか、1月に検討協議会が開催をされて、いろいろ議員のほうから意見が出されましたが、その後8月に中間的な基本計画が示されました。こういう形で議会に十分な相談がなくて、でき上がったものを無理やり押しつけてくる、十分な協議ができていない、それが今回の結果であります。ぜひ今後は議会と協議をきちっとしていただきたいというふうに思います。

そして、これは市民に対しても十分に協議をしていない。予算委員会で尋ねましたところ、7月に今のアドバイザーグループに案を提示したということで、この1月から7月の間は市民の参加を得ないで執行部とコンサルタントの業者の間でやりとりをして、この計画をつくっている。こういう形でされるからこういった問題が出てくるんだろうと思います。

以上、討論申し上げます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案につきましては、三原議員提出の修正案と予算委員会の修正案がございますので、まず、三原議員提出の修正案を起立により採決いたします。

三原議員提出の修正案については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 可否が同数でございます。よって、地方自治法第116条第1項の規定によりまして、三原議員提出の修正案に対する可否を裁決いたします。

三原議員提出の修正案につきましては、議長は可決と裁決いたします。よって、三原議員提出の修正案につきましては、可決をされました。

次に、委員会の修正案について起立による採決といたします。

委員会の修正案につきましては、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について起立により採決といたします。

修正議決した部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第100号の修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決をされました。

お諮りいたします。ただいま本案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

議案第101号 平成24年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

（総務委員会委員長報告）

議案第 85号 防府市犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第 88号 防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

議案第 89号 防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

議案第 99号 防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について

議案第106号 平成24年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

（以上教育厚生委員会委員長報告）

議案第 86号 防府市景観条例の制定について

議案第 87号 防府市有住宅設置及び管理条例の制定について

議案第 90号 防府市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

- 議案第 91号 防府市道路標識に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 92号 防府市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 93号 防府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 94号 防府市河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 95号 防府市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 議案第 96号 防府市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について
- 議案第 97号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 98号 防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について
- 議案第 102号 平成24年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 103号 平成24年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 104号 平成24年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 105号 平成24年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 107号 平成24年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 108号 平成24年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 109号 平成24年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（以上環境経済委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第85号から議案第99号まで及び議案第101号から議案第109号までの24議案を一括議題といたします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第101号について委員長の報告を求めます。松村総務委員長。

〔総務委員長 松村 学君 登壇〕

○24番（松村 学君） さきの本会議におきまして、総務委員会に付託となりました議案第101号平成24年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、去る12月19日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御

報告申し上げます。

議案第101号につきましては、特に御報告を申し上げる質疑等はございませんでした。審査を尽くしましてお諮りいたしましたところ、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、教育厚生委員会に付託されておりました議案第85号、議案第88号、議案第89号、議案第99号及び議案第106号について、委員長の報告を求めます。三原教育厚生委員長。

〔教育厚生委員長 三原 昭治君 登壇〕

○19番（三原 昭治君） ただいま議題となっております議案第85号、議案第88号、議案第89号、議案第99号及び議案第106号の5議案につきまして、去る12月19日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

まず初めに、議案第85号の防府市犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、市民の誰もが日突然犯罪に遭う可能性が高まっている今日、犯罪被害者に対する支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、被害の回復・軽減に向けた取り組みを継続的に推進し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的として条例を制定しようとするもの、との執行部の補足説明を受け審査いたしました。審査の過程におきまして、「この条例は、国の犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとりしている中で、国が基本理念として保障している犯罪被害者の権利を条例に規定していないのは問題がある」との質疑に対し、「国の基本法にのっとりすることとして、犯罪被害者の権利は当然のことと判断しているものであり、それに加えて市独自の基本理念として、施策推進に欠かせない途切れることのない適切な支援や、個人情報の適正な取り扱いを定めたものです」との答弁がございました。

また、「危険運転については犯罪行為となり、支援金の対象になることなど、市民に周知する段階では市民にわかりやすく示していただきたい」との要望や「犯罪被害者には総合的なケアが必要なので、ワンストップでの対応が取れるよう取り組んでいただきたい」、また、「事業者の責務や学校の責務をうたっている以上は、事業者の負担を軽減することや迅速な対応に努めるなど、今後しっかりと協議を進めてほしい」などの意見がございました。

審査をつくしたところでお諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認したところでございます。

次に、議案第 88 号防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び議案第 89 号防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてですが、特段申し上げる質疑はありませんでしたが、審査を尽くしたところでお諮りしたところ、「地域主権推進一括法に基づく他の条例制定の多くが参酌すべき基準を国の基準どおりに定めている中で、これらの条例では、居室の入居人員やサービス提供についての記録の保存期間、非常災害対策について、本市の実情に合わせ国の基準に上乘せする形で定めており評価できる」との討論もあり、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第 99 号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正についてでございます。審査の過程での主な質疑を申し上げますと、「時間延長に伴い保育料が引き上げられるが、県内の状況はどうか」との質疑に対し、「既に 5 市が同額の保育料としており、また今回の提案で免除の範囲を市民税の非課税世帯にまで広げることや、2 人目以降の同時入級について半額に減額することを予定いたしており、全体では保護者の負担は軽減される見込みです」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第 106 号平成 24 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、特に御報告申し上げる質疑はなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、環境経済委員会に付託されておりました議案第 86 号、議案第 87 号、議案第 90 号から議案第 98 号まで、議案第 102 号から議案第 105 号まで及び議案第 107 号から議案第 109 号までについて委員長の報告を求めます。今津環境経済委員長。

〔環境経済委員長 今津 誠一君 登壇〕

○20 番（今津 誠一君） さきの本会議におきまして、環境経済委員会に付託となりました議案第 86 号及び議案第 87 号、議案第 90 号から議案第 98 号、議案第 102 号から議案第 105 号並びに議案第 107 号から議案第 109 号の 18 議案につきまして、去る 12 月 19 日、委員会を開催し、審査いたしました。その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 86 号防府市景観条例の制定についての質疑等の主なものを申し上げます。

す。

まず、「県内では宇部市、萩市等でも景観条例が制定されているが、他市とは違う防府市独自の項目はあるか」との質疑に対し、「景観条例は景観計画の内容を運用するためのものであり、景観法にのっとって制定されておりますので、市独自のものはございません」との答弁がありました。

また、「防府市において、景観形成重点地区として指定するための基本的な条件や考え方はどうか」との質疑に対し、「景観形成重点地区の指定には非常にきめ細かな制限を伴うため、地域住民の皆様との十分な合意形成が必要となります。現在候補地としまして、景観計画の中で佐波川を軸とした河川景観及び旧山陽道と萩往還を軸とした歴史・文化のまち並み景観の２つを提案させていただいております」との答弁がありました。

また、「説明資料の関係法令及び条例等には、ことし制定された防府市空き家等の適正管理に関する条例の記載がないが、この条例との整合性もしっかりとっていただきたい」との意見がありました。

次に、議案第 87 号防府市有住宅設置及び管理条例の制定についての質疑等の主なものを申し上げますと、「財団法人防府市住宅協会が平成 25 年 3 月 31 日をもって解散し、当協会所有の住宅を市が引き継ぐということだが、今現在の家賃滞納者の状況はどうか」との質疑に対し、「既に退去した者の中に数名おりますが、現在の入居者には滞納はございません」との答弁がありました。

また、「家賃の減免または徴収猶予の条項が市営住宅設置及び管理条例にはあるが、この条例にはない。収入がある程度ある方でも、病気等により家賃の納付が困難となる場合も出てくることを考えると、徴収猶予の条項も必要ではないかと思うが、その場合の対応はどのように考えているか」との質疑に対し、「市営住宅と異なり一定の収入のある方が入居されており、これまでにそのような事例はなかったと聞いておりますが、今後そのようなケースが出てくれば何らかの対応はしたいと考えております」との答弁がありました。

次に、議案第 90 号防府市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についての質疑等の主なものを申し上げますと、「横断歩道は公安委員会が指導されていると思うが、市民の方から要望の多い指導線は、この条例の制定により今後市でできるように変わるのか」との質疑に対し、「指導線は横断歩道のかわりという取り扱いになるため、警察署と一緒に対応していくこととなります」との答弁がありました。これに対し、「歩行者や運転者の目線での安全性向上に考慮し、市が主導していくよう変えていただきたい」との要望がありました。

また、議案第 91 号防府市道路標識に関する基準を定める条例の制定について及び議案

第92号防府市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について、また議案第93号防府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議案第94号防府市河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について、議案第95号防府市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、議案第96号防府市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について、議案第97号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、特に御報告申し上げる質疑等はありませんでした。

以上の10議案につきまして委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、議案第98号防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について、委員会審査の経緯と結果について御報告申し上げます。

まず、「市の葬儀所業務について、市民への周知がされてこなかったことをこれまでも指摘してきた。6月定例会において、霊柩自動車の業務廃止及び祭壇の貸し出しについての修正案が可決され、平成25年4月1日から施行となったが、それに伴い市民に周知はされたのか」との質疑に対し、「6月定例会で審議いただいた内容については、公表はいたしておりません。祭壇につきましては、特1号、特2号を廃止し、その他は残すという議決結果でございましたが、特1号、特2号だけを除く理由、また、その他の1号、2号、3号の料金の見直しは必要なかったのか等審議がされておりましたので、再度内容を審議していただきたく、議案を提出させていただいたものでございます。12月定例会でどのような議決結果となるかはわかりませんが、その後におきましては、十分公表に努めてまいりたいと考えております」との答弁がありました。

また、「6月定例会において修正議決された議案を半年もたたないうちに再度提出した理由は何か」との質疑に対し、「6月定例会最終日において突然提出された特1号、特2号を廃止するという内容の修正案は、それまで何度も審議されてきた教育民生委員会の中でも議論されることがなかったものでございまして、委員会で再度審議していただきたいとの理由により、再上程したものでございます」との答弁がありました。

これに対し、「修正案については議員の中で十分に議論されたものである。行政側は議決結果を尊重し、執行すべきであり、疑義が残るといっているのであれば、実際に執行した上で問題点を示し、再上程するべきではないのか」との意見がありました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、「市の祭壇を利用して行う葬儀は減少傾向にあること、いつ発生するかわからない葬儀所業務に備えて、3名の職員を定まった

業務に配置できないこと、市内複数の葬祭業者において多種多様なサービスが充実しており、料金も低廉化していること、行政改革委員会からも速やかな廃止が妥当との答申も受けていることから、本条例改正案に賛成する」との意見や「葬儀所業務は今の祭壇が使える間は市民サービスのために続けてほしい。職員の配置については、どの程度の特殊な技術が必要かわからないが、訓練次第では幅広く対応できるのではないかと思うので、改正案に反対する」、また、「70年余りにわたって行われてきた葬儀所業務は、少数の方々の利用であったとしても大変喜ばれ、他市に誇れるものである。周辺他市と比較し料金が低価格であったのは、市が長年葬儀所業務を行ってきたことが抑止力になっていたと葬祭業者はおっしゃっていた。そのことから、サービス利用者だけでなく、市民にもよい影響があったと考えられる。葬儀所業務が廃止されることで価格の抑止力がなくなるのではないかという不安や低所得者への対策の不備、また、これまでの市の葬儀所業務についてのPR不足の理由から改正案に反対する」などの意見がございましたので、挙手による採決を行った結果、賛成少数により不承認とした次第でございます。

次に、議案第102号平成24年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第103号平成24年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）、また議案第104号平成24年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、議案第105号平成24年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）並びに議案第107号平成24年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の5議案につきましては、委員会といたしましては特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、いずれの議案も全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、議案第108号平成24年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第109号平成24年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、審査の過程における主な質疑を御報告申し上げます。

「検針関係の業務が民間委託になると、これまで業務を行ってきた11人の方々とは契約が切れるということか。これまでに積み上げられてきた知識、経験をほごにするのはもったいないと思うが、どうか」との質疑に対し、「現在の検針業務の契約期間は1年ですので、来年の3月で切れることとなります。しかしながら、この11人の方々は長年業務を行ってこられており、その知識・経験は大変貴重なものでございますので、今後落札業者の方へはそのことをお話してまいる考えであります」との答弁がありました。

以上の2議案につきましては、委員会といたしましては執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、本委員会に付託されました18議案について御報告申し上げますので、よろしく

御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） これより、各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） ただいま上程されております議案のうち、98号の葬儀所廃止のための条例については、6月議会で既に議会が修正可決しているものであり、反対をいたします。

それから、その他の議案については賛成をいたしますが、それぞれの幾つかの議案について討論をいたします。

85号の犯罪被害者等支援条例についてでありますけれども、国の犯罪被害者等基本法の第3条の中で基本理念が定められております。「犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」、こう国の犯罪被害者等基本法第3条の基本理念で述べられております。

ところが、この条例では、第3条は基本理念というふうに書いてありますが、国の基本理念で掲げてある3つのうち、先ほど私が言いました項目が外されて、ほかの2つが幾分市に合やすような形でされております。こういうふうになりますと基本理念というものが、もちろん国の基本理念を尊重して、それにのっとりというような形で書いてありますが、基本理念というものを市民に誤解されるのではないかと、こういうふうに思います。そういう意味でいけば、ここは岡山市の条例のように基本理念という言葉ではなくて支援条例でありますから、基本原則という言葉にするのが正しいというふうに私は考えております。

ただ、この犯罪被害者等支援条例、議員の中から一般質問で出され、そしてNPO法人からの要望も出され、そして県下で初めて出されるということでもありますので、そういったことを全体を考えまして大きな第一歩であろうというふうに、この条例を評価をするわけであります。そういった立場で、この条例について賛成をしたいと思います。

86号の景観条例については、既にさきに議会が議決した景観計画と、これは二人三脚で進めるものでありますが、私はこの景観についてこれまでも景観行政団体に防府市がなれ、こういう形で議会で求めてまいりました。防府市は平成20年に景観行政団体になっておりますが、そういったものを景観行政を一步も二歩も進めるものとして賛成をいたします。

それから、87号の市有住宅に関する条例については、ことし6月議会で住宅協会の今

後の扱いについて質疑をいたしました。その際この旧住宅協会の住宅がどうなるのか大変懸念されたところでありますが、こういう形で市有住宅という形で市が引き継ぐということで、これも評価をし、賛成をしたいと思います。

それから、８８号から９７号の地域主権改革一括法に関連する条例であります。先ほど教育厚生委員長の委員長報告でもありましたように、このうち８８号、８９号については参酌すべき基準について、記録の整備、非常災害対策、居室の定員など国の基準を上回る内容が規定されているということで評価をしたいと思います。

それから、９９号の留守家庭児童保育施設については、保育時間の延長にあわせて利用料の引き上げがありますけれども、私自身旧教育民生委員会で市のほうに保育時間の延長ということを求めてきたという立場であります。市の料金改定の内規に従ったものでもあり、これについては賛成をいたします。

その他の点については特別の理由を付しません。賛成をするということ態度表明いたします。

○議長（行重 延昭君） １番、高砂議員。

○１番（高砂 朋子君） 提案されました議案のうち、議案９８号について反対の立場で討論をいたします。

これは市葬儀所業務を廃止するための提案であります。この議案が上程された当初より７０年余りにわたって行ってこられました葬儀所業務は、少数の方々の利用であったとしても大変喜ばれた業務であり、他市に誇れるものであります。しかしながら、市民の皆様には周知されてこなかったことが大変残念でならないということを重ねて主張してまいりました。

反対の理由といたしまして、主な理由といたしましては、これまでの本業務のPR不足、また低所得者の対策の不備、また福祉の面からは今後も残していく必要があるのではないかという思い、また業務がなくなることで市内価格の抑止力がなくなるのではないかと懸念、以上の理由などから反対をいたします。

以上です。

○議長（行重 延昭君） １１番、和田議員。

○１１番（和田 敏明君） 議案第９８号葬祭業務の廃止について、私ども賛成でございます。

まず、市で行う葬祭業務が近年減少していること。祭壇等の利用状況も減少傾向にあります。例を出すと平成２０年、７．９％であったものが平成２３年には６．１％となっております。市の祭壇を利用して行う自宅葬の割合は１％程度であるが、市葬儀所が行うよ

りも葬祭業者が行う件数のほうが多い。霊柩車による遺体搬送業務が平成25年度以降は廃止されるため、市葬儀所におけるひつぎ等の販売件数が激減することも予測されます。

また、いつ発生するかわからない葬祭業務に備えて3名の職員を定まった業務に配置することができないため、効率的な業務の遂行ができません。市内の複数の葬祭業者において、現在は多種多様なサービスが充実してまいりました。料金も低廉化しています。また、防府市行政改革委員より速やかな廃止が妥当との答申を受けております。

それとまた、やはり我々も毎日、毎日、小さな店舗で一生懸命働いておりますが、値段を下げる等というのは非常に大変なことでありまして、安くやってやりたいなという気持ちはありますが、民間業者の方が一生懸命働いてやられてる業務に対して、市のほうが私はやはり手を出すべきでないと思っております。よって、議案第98号葬儀業務の廃止については賛成とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りをいたします。

まず、議案第98号についてお諮りをいたします。本案に対する委員長報告は不承認でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第98号につきましては、否決をされました。

次に、議案第85号から議案第97号まで、議案第99号及び議案第101号から議案第109号までの23議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第85号から議案第97号まで、議案第99号及び議案第101号から議案第109号までの23議案については、原案のとおり可決をされました。

議案第110号 防府市議会基本条例等中改正について

議案第111号 防府市議会会議規則中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第110号及び議案第111号の2議案を一括議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。18番、河杉議員。

〔18番 河杉 憲二君 登壇〕

○18番（河杉 憲二君） それでは、議案第110号防府市議会基本条例等中改正について及び議案第111号防府市議会会議規則中改正についての2議案について御説明申し上げます。

両議案はともに地方自治法の改正に伴い所要の改正をするものでございます。

改正内容の主なものを申し上げますと、防府市議会基本条例の改正につきましては、「政務調査費」が「政務活動費」に改正されたことによるものでございます。

防府市議会委員会条例の改正につきましては、委員会の委員の選任等に関する規定を条例で定めるものとなったこと等により条例を整備するものでございます。

防府市議会図書室条例の改正につきましては、地方自治法の項ずれに伴うものでございます。

防府市議会政務調査費の交付に関する条例の改正につきましては、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、交付の目的を議会の議員の調査研究その他の活動に資するためとし、政務活動費に充てることができる。経費の範囲は条例で定めるものとなったことにより改正するものでございます。

防府市実費弁償条例の改正につきましては、地方自治法の条ずれ、項ずれによるものでございます。

防府市議会会議規則の改正につきましては、第9節公聴会及び参考人の規定の追加並びに地方自治法の条ずれ、項ずれによるものでございます。

以上、議案第110号及び議案第111号の2議案につきまして、改正内容の主なものを申し上げ御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、原案のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第110号及び議案第111号の2議案については、原案のとおり可決されました。

23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 先ほど山頭火に関する整備経費を削除するという形で修正が可決されましたけれども、私自身は山頭火整備事業についてはぜひやらなければならないと思っております。

そこで、これに関する決議を動議として提出させていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） ただいま23番、田中健次議員より、「山頭火ふるさと館」整備事業に関する決議の動議が提出されましたが、所定の賛成者はおありでしょうか。御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 所定の賛成者がありますので、動議が成立をいたしました。

本来ですと、ここで議会運営委員会に日程をお諮りするところですが、現在、最終日でありまして、残す日程は常任委員会の閉会中の継続調査のみですので、議会運営委員会にはお諮りをいたしません。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで、決議案配付のため、暫時休憩といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

決議第10号 山頭火ふるさと館整備事業に関する決議（追加）

○議長（行重 延昭君） 決議第10号「山頭火ふるさと館」整備事業に関する決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。23番、田中健次議員。

〔23番 田中 健次君 登壇〕

○23番（田中 健次君） 決議第10号山頭火ふるさと館整備事業に関する決議について

て提案をさせていただきます。

いささか長くなりますけれども、案文をまず読み上げたいと思います。

平成23年度一般会計当初予算において「山頭火ふるさと館」整備事業として、その基本計画策定経費が計上された。

平成23年3月定例議会では、市が一次資料（実物）を全く保有しておらず、資料収集のめどがたっていないこと、学芸員の配置を含めた運営体制や入館料等の問題の検討がされていないこと、運営経費の検討がされていないこと、立地場所の土地確保の問題等が指摘された。このような状況で基本計画に着手することは拙速であるとして、「基本計画の策定に当たって市民、関係団体及び議会と十分な協議を行うこと」とする附帯決議が全会一致で可決された。この附帯決議に基づき、市議会に「山頭火ふるさと館」検討協議会が設置され、平成23年8月12日に、その第1回検討協議会が開催された。第3回協議会（平成24年1月19日開催で）、整備予定地の図面が示されたが、その際長細い土地の形状と面積の小ささが指摘され、周辺の土地の購入あるいは生誕地付近の県所有地の購入を求める意見が出された。執行部からは、土地を前提としない形で基本計画策定業務の業者発注をさせてほしいとの説明がされ、検討協議会はこれを了承した。

その後の7カ月間、執行部からは基本計画及び整備予定地に関して、何らの説明も行われず、議会との協議が全くないまま、8月21日の第5回検討協議会及びその前日に開催された議会総務委員会で「山頭火ふるさと館」基本計画（中間案）が整備予定地の図面とともに示された。整備予定地に関しては、第3回検討協議会で意見が出されていた周辺の土地購入は行われないため、長細く面積が小さいままの土地であり、したがって基本計画（中間案）に示された展示スペースの面積は不十分なものであった。

9月定例議会では、この土地では全国随一の山頭火の顕彰・交流施設、自由律俳句の一大拠点にふさわしい施設とはなりえないこと、また、本市の他の文化人をあわせて顕彰するにも不十分であり、駐車場も確保できないとの意見、隣接する兄部家を将来復元する際の関連用地として残しておくべきであるとの意見があり、場所等の再検討を求めて、修正案が可決され、「山頭火ふるさと館」整備関連予算を削除された。

12月定例議会では、さきの9月定例議会と同じ土地の購入費等が補正予算に計上された。基本計画も一部修正されたものの大きな変更はなく、議会の修正議決により執行部内で再検討がされたようには考えられない。

ことし1月に示された整備スケジュールでは、平成25年度に基本・実施・展示設計、平成26年度に建設工事となっているが、このままではスケジュールは大幅におくれることが懸念される。防府市議会は、「山頭火ふるさと館」の遅滞ない建設が望まれると考

ている。

以上のことを踏まえ、防府市議会は、市執行部が整備予定場所、基本計画等に関して、市議会と胸襟を開いて協議し、来年の3月定例議会に提案することを求める。

これが決議の案文であります。基本的に「山頭火ふるさと館」の建設には反対ではないということ、しかしそのためには余りにも狭い土地で、展示施設が不十分で、これでは全国随一の施設にならない。したがって、もっと議会と執行部が協議をして、ぜひ来年の3月議会までには結論を出して、事業がスムーズに進むようにというのが決議、提案の趣旨であります。ぜひ御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。10番、田中敏靖議員。

○10番（田中 敏靖君） 一番最後のくだりのところだけお尋ねしたいんですが、来年の3月の定例議会に提案することを求めるというところありますが、このあたりをもう少し説明していただけませんか。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 一つは、現在まだ策定の最終段階とは言われておりますが、基本計画でありますけれども、基本計画は23年度に予算化されました。そして、それに附帯決議がつけられたわけですが、そうなりますと基本計画そのものは24年度中には確定をしなければならないというふうに私は考えております。それだけの時間的な、のんびりとできない。そのためには基本計画をきちっとして、次の段階に進むと。そういう意味で、ぜひ3月議会までにはその辺の何らかの決着といいますか、協議が整うような形ですということが必要だと。そういう意味で、3月議会までというふうに示したものであります。

3月議会を過ぎますと、基本計画そのものが議会と十分な協議がないままに見切り発車という形で計画が策定されると。そういうことは好ましくないというふうに考えるわけがあります。

○議長（行重 延昭君） 10番、田中敏靖議員。

○10番（田中 敏靖君） 執行部のほうの基本計画が25年度から進むということの関係で3月の定例議会までというふうなお話でございますけれど、基本計画を進める中で、その基本とする一番の主体は、土地が決まらないことには、まず、ものが前に進まない。土地があつてからこそ、それはどういう計画にしようというのがあるはずなんで、それを3月までに、もし決めよと言われると、それは非常に難しいんじゃないかなと。土地を一つ決めるにしても、地権者、また市の土地にしてもいろんな計画があるし、その計画のす

り合わせというものが、例えば三月の間には難しいのではないかと思います、その辺はいかがでしょう。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 土地と基本計画の関係でありますけれども、実は第3回の検討協議会の中で、執行部のほうから変則的ではあるけれども、土地を前提としない形で基本計画策定ができるので、そういう形で業者発注をさせてほしいというふうに、これは執行部のほうからそういう形で提案されたわけですので、土地の形というのはもちろんあるかもしれませんが、土地のそういった問題については、基本設計、実施設計の段階で詰めていくことも可能ではないか。そういう判断で多分執行部も土地を前提としない形で基本計画策定業務の業者発注をさせてほしいと。こういうふうに述べておりますので、今の質疑については当たらないというふうに私は考えております。

○議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） 今質疑の途中ではございますが、この決議につきましてはいきなり動議が出され、そして壇上から決議案が読み上げられたわけではございますが、このような長い案を全て頭の中に理解することはちょっと不可能でありますので、この内容を少し検討する時間をいただいて、その上で質疑をさせていただきたいと思いますが、議長いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） ただいま20番、今津議員から検討の時間がほしいということではございました。できるだけ短時間のうちをお願いしたいと思いますが、暫時休憩をいたします。各会派で十分協議をしていただき、できるだけ早く本会場にまたお戻りいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

午前11時23分 休憩

午前11時40分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

決議の提出者に対する質疑を続行いたします。20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） それでは、提出者に対しまして、三、四点程度質問させていただきたいと思います。

まず、この決議文の中に、最初は市議会に「山頭火ふるさと館」検討協議会が設置され云々とありまして、第3回の協議会、これは平成24年1月19日開催というようですが、執行部から土地の形状にとらわれない形で基本計画策定業務の業者発注をさせてほしいとの説明がされた。そこで検討協議会はこれを了承したと、こうあります。

これも事実でしょうが、そこで提出者にお尋ねしたいのは、執行部から土地の形状にとられない形で基本計画の策定をさせてほしいと、業者発注をさせてほしいということが言われたわけですが、土地の形状にとられない形というのは、要するに今の現在の形状もあるでしょうし、あるいはもう少し四角い土地の形状もあるでしょうし、それは全てを含んだ形状の土地ということで計画の策定をしたいということを協議会は了承されたわけです。このことについてどのような見解をお持ちなんですか。（発言する者あり）わからん。

○議長（行重 延昭君） わかりやすくもう一度お願いします。

○20番（今津 誠一君） わからんということですので、もう少しわかるように申し上げたいと思いますが。市が、執行部から土地の形状にとられない形で基本計画策定業務の業者発注をさせてほしいと、こういうお願いがあって、そこで市議会の検討協議会はそれでよろしゅうございますよと、こういったわけですね。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 今津議員から土地の形状を云々というような形で言われましたが、それは事前にこういうものを出すので、そちらの会派でも協議しておいてほしいというふうに出した文章で、今提案したところは本文の12行目ですが、土地を前提としない形で基本計画策定業務の業者発注をさせてほしいと。正しくは土地を前提としない形というふうには執行部のほうから提案がありました。これは協議会の会議録をちょっと精査をして、この表現が正しいということで、ちょっとそういうふうに変えたものであります。

それで、要するになぜそういうことになったかと言うと、23年度の予算でありますので、23年度の1月の時点で予算を繰り越しをすると、そのためにも業者の発注ということをしないと、会計上好ましくないのと、そういう形でやむを得ずさせて欲しいと、こういう形で議会とすれば23年度で附帯決議はつけましたけれども、予算そのものについては賛成をしておりますので、そういう点をおもんばかって了承したと、こういうことが当時の経緯だろうというふうに私は認識しております。

○議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） 時期的な問題があったから賛成したんだと、こう言われるわけですけども、しかし基本的には土地の形状にとられない形で了承したと、こういうことですから全ての土地の形状は含むと、こういうことだと思います。

それから、展示スペースの面積が不十分だと、こういうことはたびたび言われるんですけども、山頭火の資料と言えば掛け軸か俳句か手紙か、その程度のものであって、そんなにここの館も約80メートルの広さが、キャパがあるわけで、展示スペースが非常に狭い

とかいう問題は、十分ないんじゃないか。また、仮に今の計画で狭いとしても十分スペースをとるといふことも、計画変更も十分できるんじゃないかというふうなことで、この辺はちょっと指摘が私にはよくわからないわけですね。

それと、いま一つ全国随一の山頭火の顕彰施設とすれば、一大拠点とはふさわしくないと、こういうことをたびたび言われるわけですけど。山頭火の施設、全国にどのようなものがあるのか私は知りませんが、私が聞いておるのは小郡に民族資料館として山頭火の資料が展示されているのがあるし、それから其中庵ですか、あそこがあるし、あるいは松山に一草庵というのがあるらしいですけども、その建物もいずれもちっちゃな、質素な建物です。そのものに比較してみれば、この面積が敷地が1,046平米、317坪、それから建物面積が966平米、展示面積が164平米、こういうことですから、ほかの施設と比べたらもう比べものにならない一大拠点だということが言えるわけです。なぜ一大拠点とはなり得ないと、こう断言できるのか、私には全く理解ができないところです。その点をちょっとお尋ねしてみます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 松山にある一草庵というのは、最晩年にそこで山頭火がなくなったときに住んでおった施設でありまして、基本的に資料的な展示施設ではありません。其中庵も同じようなものです。そういうものと比べることはちょっと無理だろうというふうに私は考えております。

それから小郡ですけども、小郡は確かに当時の町長が山頭火の顕彰に熱心な方でありましたから、そういう形でされたんだろうと思いますが、小郡は其中庵があるというような形でありますけれども、しょせんは途中でそこに住んでいたというような形でありますから、そしてまた町が、旧小郡町がつくった施設でありますから、当然設備的にも劣るものに若干なるのではないかと、財政力とかそういう問題から。そういうふうに考えとります。

それで、なぜこれでは不十分かということは、先ほどから言いましたようにアスピラートの山頭火の部屋が60平方メートルぐらいであると。ところが特別企画展示のところも大体その程度のスペースであるということの広さしかありません。それから文化財郷土資料館が今の展示施設が180平方メートルぐらいですが、これはやっぱり狭いというふうに思われておって、私の議会の一般質問で執行部の答弁では、来年度以降これを拡大する計画だと。180平方メートルでは狭いから拡大するという計画です。

ところが、今度の分は先ほど討論でも申し上げましたが、常設と特別企画合わせて170平方メートル弱、これに後パソコンを使ったようなものが若干つくようであります

けれども、基本的な展示スペースということでは、やはり狭いというふうには私は考えます。これを広いというのは見解の相違としか言いようがありません。

○議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） 田中健次議員に一つお尋ねしたいんですけども、それでは、先ほど私が知っているところの山頭火にかかわる施設を申し上げたわけですけども、そのほかに今計画しようとしている「山頭火ふるさと館」、これに匹敵するような大きな館は全国にどこにあるんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 山頭火の施設とすれば、ないと思いますが、ただ松山にあります子規記念館、これはかなり大きな建物であります。地上何階、地下何階というような。これは山頭火のあれではありませんけれども、そういうものは場合によれば自由律俳句の拠点という形、自由律俳句についても若干紹介することはあろうと思いますが、しかし子規は自由律とそれから、それとは違う立場も引くくめた近代俳句の創出者ですから、そういう意味ではほかにはないと。そういう意味でいけば、そんなに立派なものでもなくとも全国随一にはなるかもしれませんが、しかしつくる以上はきちっとした生き目のいくものをつくりたい。こういうのが私の立場であります。

○議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） それでは、私からは最後の質問になりますけども、この決議案の最終部分、結論のところですが、「以上のことを踏まえ、防府市議会は、市執行部が整備予定場所、基本計画等に関して、市議会と胸襟を開いて協議し、来年の3月定例議会に提案することを求める」ありますが、来年の3月定例議会に提案することを求めるということになれば、これは議会と執行部と十分な協議をしなきゃならない、当然ですね。

それで協議をする際にはあなた方が、それでは今の土地にかわる土地がこういうところがありますよと、そういった代案をしっかりと示す必要があると思うんですけども、現在どのようなそのような候補地を頭に描いておられるのか。そこをお尋ねしたいと思います。それがなしに3月までが何だ言ったって、これはもう実現不可能な話だと私は、この文章を読んで感じます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 予算委員会での議員間討議でも申し上げましたけれども、大きく言えば2つの考え方があると思います。

1つは、現在地で周辺のところを買い足して面積を広げるという考え方です。

それからもう1つは、別の場所ということになります。別の場所については、これは先

方というのか、そういうものもありますので、現在のところ買い増すというのももちろん先方のあれがありますけれども、別の場所というのは相手方というようなこともありますので、この場で言うのは控えさせていただきたいと思いますが、民間であればちょっと控えなければならないので、そういうことは一つこの場では控えさせていただきたいと。

ただ9月議会で申し上げた八王子の市営住宅と、それから旧住宅協会のところ、これは来年の3月には解体の工事費が9月議会で可決しまして、来年の3月末までには更地になるということですので、それは一つ市が持っている土地ということでありますので、それは一つ代替地としては可能性があるのではないかというふうに私は考えております。

○議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） 今の候補地の周辺の拡大ということを考えていると言われましたけれども、それじゃ現実にはその周辺の民家に田中議員さんは当たって、その辺の打診をされて、その辺のことの可能性について十分な手応えがあるというふうに感じておられるんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 基本的に私がそういうことを、議会は議会の権限、市長以下執行機関はその権限があると思いますので、私が先走ってそういうことをする立場にはないというふうに思います。

それから、これは仄聞するところでありますけれども、例えば私はこの前ありました山頭火フォーラムの懇親会に出席をしておりますけれども、その場で何人かの方が周辺の土地のあそこを買ったらどうかということをお私にも言われましたし、それから市の執行部の方にも言われておるといふのを聞いたりしております。

○議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） 先走ってやる立場にない者が、このような提案をどうしてできるんですか。全く無責任な話じゃないですか。実現性のないものを出してこられてる。

○議長（行重 延昭君） 質疑にしてください。

○20番（今津 誠一君） はい。これはちょっと、じゃ質疑ですから、これで終わります。

後は他の議員さんからも、この辺についての質疑があるかと思いますが、私の質疑は終わります。

○議長（行重 延昭君） ほかに質疑ありますか。11番、和田議員。どうぞ。

○11番（和田 敏明君） よく全国随一と言われますが、そういう思いはないこともないのですが、そういうものというのは周りの環境がいろんなものがつくっていくものであ

って、建物がつくるとかいうことではない、土地がつくるとかいうことでは僕はないと思っています。どういうところを指して全国随一と言うのか、ちょっと田中健次議員にお伺いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 全国随一の山頭火の顕彰交流施設、自由律俳句の一大拠点というような言葉は、これは私がつくり出した言葉ではなくて、執行部のほうから出されてきた言葉をそのまま使わせていただいたということでございます。

それで面積の関係と、いわゆるハードとソフトの関係のことを言われたと思うんですが、ハードが不十分でもソフトが十分であればいいんじゃないかと、こういう御議論だろうと思いますが、私はハードもソフトも両方とも必要だと。もちろんハードが不十分な場合にソフトで補うと、そういうことは考えられるわけですけれども、やはり一定のハードがなければソフトも十分に機能しないのではないかと、こういうふうを考えております。

○議長（行重 延昭君） いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。10番、田中敏靖議員。

○10番（田中 敏靖君） ただいま提出されております決議につきましては、反対の立場で討論させていただきます。

今の時代は、わびとかさびとかいうまち並み、こういう歴史とロマンを求めているのが現在ではないかなと、かように思っております。そういう中で、施設づくりというものは山頭火を特化した、特化したほうが非常にいいのではないかなと。防府にはいろいろな著名の方々がたくさんいらっしゃるということですが、今からまち並みをするという中で、特化を求めたいと私は思います。

それから議論の中で、駐車場の件がいろいろございました。駐車場につきましては、目の前に車をとめるという基本的な考え方よりは、お客を歩かせると、これを町の今活性化の中では上げているのではないかなと思います。幸いバスで来られた方は「うめてらす」の前、またいろいろな駐車場ございますけれど、今例えばの話ですが、ちょうど天満屋さんの西側に自家用車の駐車場がありますが、あそこは基本的に今までなかったというんですか、「うめてらす」をつくったことによって、あそこに自家用の駐車場を置きまし

たが、今度山頭火の顕彰館ができた場合には、そこを大型のバスの駐車場にすれば5台、6台はとめられると。それから歩いていただければ車の問題は解決するであろうと、このように思います。他の自家用車などにつきましては、近隣の有料の駐車場を利用してもらえばよいというふうに私は思います。

過去、いろいろ私もここ20年間ですか、20年ちょっと足りませんが、その間でいろいろな経験をした中では、地域交流センター、アスピラートを建設するときには駐車場は要らないということで駐車場はつくっておりません。また、その昔デザインプラザですか、ここにも自前の駐車場はない、みんな駐車場はなくてもいいよと。また、私は駅の高架をしたときもその辺を申し上げました。防府には大きな駐車場をつくるべきではないかと、こういうふうに言ったけど、駐車場は要らんと、駐車場は近隣の有料の駐車場、民間の駐車場を御利用なされればいいというふうなお話でありました。そういうことで駐車場の件については、お客を歩かせるということ限定に考えれば解決するというふうに思います。

また、ここに建設するということは、まち並み保存ということと近隣のファサード整備等々、こういうことの一連の整備がもしなされた場合には、天神様から宮市にかけての多くの景観が保てるのではないかなというふうに思います。

敷地はそれなりに、形にこだわらず、それなりに利用すれば、その年代の技術の高さを示すことになると思います。四角な土地で、大きな土地でやるということは、それはそれなりの考え方があろうかと思えますけれど、江戸時代ですか、昔から宮市のところにはいろいろな土地の形状で、それなりに立派な建物が建っております。その景観整備ということをあわせ、また流通、他に誇るということを考えれば、当然あそこの土地が非常にいいということ、で、また先ほど質問の中にもありましたけれど、大きさが基本ではありません。まず場所があって、そこに収容できる立派な中身が、これは一つの勝負どころだと、かように思います。こういう中身の充実ということを重点でいけば、一つの拠点は大きさは余りこだわらなくてもいいのではないかなと思います。

また、このような決議をして来年の3月までということ提案されるかもわかりませんが、建設予定地の未定ということは、建物を建てるときには、もし執行部のほうがそういうふうに使われたかもしれませんが、基本的に建物を建てるのに玄関が南だったり、北だったりする。建物はとてもじゃないが計画できません、大きさも決まってきません。そういう中で、建物は土地が決まって、それから計画すべきだと私は思います。責任ある施設づくりを提案するときには、私はこれは無理だと思いますので反対させていただきます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 「山頭火ふるさと館」整備事業に関する決議に賛成の立場で討論いたします。

先ほどから質問がいろいろ出ましたけど、何か聞いておると我々が初め目指しておったのは、やはり全国随一で中身もちろん建物も、そしていろんな駐車場とか周辺的环境、そういったものを総合的に踏まえて、素晴らしい全国随一のものをつくろうということで出発したにもかかわらず、建物はどうでもいい、ちっちゃくてもええ、中身は充実しちよければいい、もちろん中身も充実しなきゃいけませんし、建物も充実しなくてはならないし、その後の周辺的环境ももちろん充実しなくてはいけない。その中での位置の選定であります。

そして、私個人としても今の土地については、表参道のところを指摘しておりますので、全く無責任に発言してるわけでもない。逆に言えば、この5億円という財源を使って、そして毎年2,000万円というランニングコスト、赤字が出るわけでございますけど、そういうのを了としながら、あの場所でもしも失敗したときに、逆に言えば皆さんは責任をとらなきゃならないと。今の土地で賛成する方々は責任をとらなくてはいけないと、こういうこともあるわけです。我々ももちろん、今、じゃ、いけないという責任はもちろんあります、はい。もちろん、ないだなんて思ってません。でも、逆に賛成する方々も責任あるわけです。そこを忘れんで、きちっと御検討していただいて、この土地について考えていただきたい。このように申し上げまして、賛成の討論といたします。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結いたします。お諮りいたします。本件につきましては、反対の御意見もありますので、起立による採決といたします。

決議第10号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、決議第10号については、原案のとおり可決をされました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第101条の規定により、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続

調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成24年第6回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議いただきましてありがとうございます。お疲れでございました。

午後0時 7分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年12月27日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 清 水 浩 司

防府市議会議員 安 藤 二 郎